

K 9 3 2 創外固定器加算			装置等を使用した場合に算定する。
【注の見直し】	注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6-2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6又はK 1 2 5に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。	→	注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6-2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6、K 0 7 8、K 1 2 4-2又はK 1 2 5に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。
K 9 3 4 副鼻腔手術用内視鏡加算			
【注の見直し】	注 区分番号K 3 5 0からK 3 5 2まで、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。	→	注 区分番号K 3 5 0、K 3 5 2、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。
K 9 3 4-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算			
【注の見直し】	注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7及びK 3 4 9からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。	→	注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7まで及びK 3 5 0からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。
K 9 3 6 自動縫合器加算			
【注の見直し】	注 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで、K 6 5 4-3	→	注 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 2 9-2、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで

の2からK655-2まで、K655-4、K657、K657-2、K674、K675の2からK675の5まで、K677、K677-2、K680、K695の4からK695の7まで、K696、K702からK703まで、K705、K706、K711-2、K716、K719からK719-3まで、K719-5、K732の2、K735、K735-3、K739、K739-3、K740、K740-2、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算

【注の見直し】

注 区分番号K522-3、K525、K529、K531からK532-2まで、K655、K655-2、K655-4、K657、K657-2、K702、K703、K719の3、K719-2の2、K719-3、K739、K740、K740-2、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

【新設】

(新設)

、K654-3の2からK655-2まで、K655-4、K656-2、K657、K657-2、K674、K675の2からK675の5まで、K677、K677-2、K680、K695の4からK695の7まで、K696、K702からK703まで、K705、K706、K711-2、K716、K719からK719-3まで、K719-5、K732の2、K735、K735-3、K739、K739-3、K740、K740-2、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

注 区分番号K522-3、K525、K529、K529-2、K531からK532-2まで、K655、K655-2、K655-4、K657、K657-2、K702、K703、K719の3、K719-2の2、K719-3、K739、K740、K740-2、K803及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K937-2 術中グラフト血流測定加算  
2,500点  
注 冠動脈血行再建術に当たって、グラフト血流を測定した場合に算定する。